

マンホールのふたの下、そこには快適で安全な暮らしを支える下水道が流れています。

下水道事業 受益者負担金制度

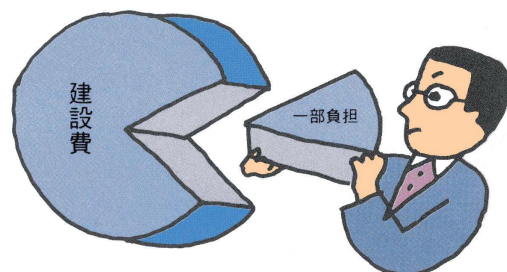


くらしイキイキ快適下水道

・ ・ ・ ・ ・ 受益者負担金とは ・ ・ ・ ・ ・

公共下水道が整備されるとその区域内の土地は、水はけがよくなり、トイレの水洗化が可能になるなど生活環境が改善され、土地の基礎条件が向上すると共に資産価値が増大します。

そうした利益を受ける土地所有者または権利者（受益者）に建設に要する費用の一部を負担していただくのが下水道の受益者負担金制度です。（根拠法：都市計画法第75条、市の受益者負担金条例）なお、負担金の賦課は、その土地に対し1回限りのものです。



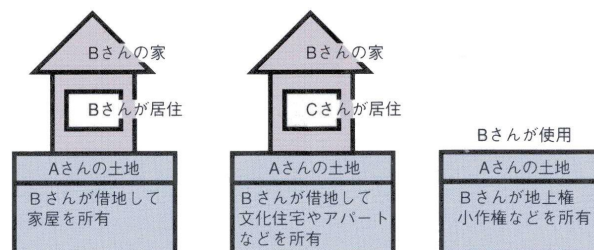
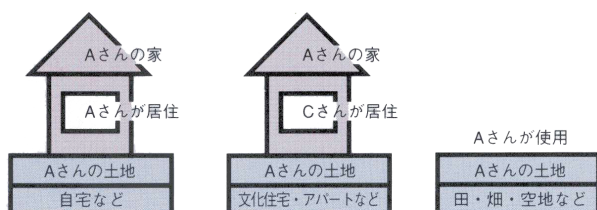
・ ・ ・ ・ ・ 負担金が賦課される受益者とは ・ ・ ・ ・ ・

（認定は申告等により行います。）

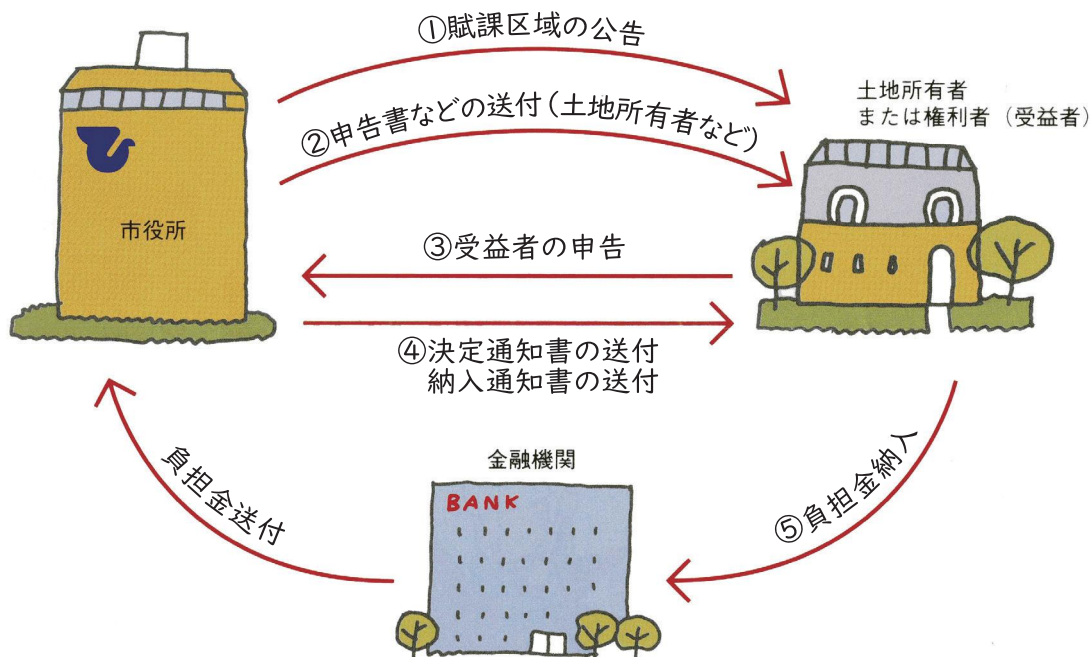
受益者とは、原則として賦課対象区域内の土地の所有者をいいます。ただし、その土地が地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利の目的となっている場合（一時使用の場合は除く）には、申告によりその土地の権利者が受益者となります。これをわかりやすく説明すると下の例になります。

例1. この場合の受益者は A さんです。

例2. この場合の受益者は B さんです。



受益者決定から負担金納入まで

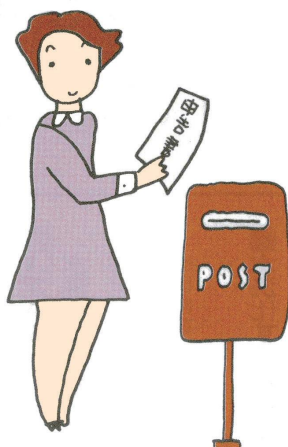


.....負担金はどれくらいか.....

単価は1㎡あたり443円です！

受益者のみなさんに負担していただく負担金総額は、負担金単価にそれぞれが所有されている（または権利のある）受益地面積を乗じて得た金額です。

例えば100㎡の土地をもっておられる方の受益者負担金総額は、 $100\text{㎡} \times 443\text{円/㎡}$ で**44,300円**となります。



受益者の決定について

①賦課区域の公告

市では、毎年4月当初にその年度の負担金の賦課区域を設定し、みなさんにお知らせします。

②申告書などの送付

市では、受益者を確定するため、毎年6月頃に土地所有者あてに下水道事業受益者申告書を送りますので、申告されるようお願いいたします。

③受益者の申告

申告していただく期間は、毎年6月～7月頃です。担当課（下水道賦課収納課）まで、郵送等にて申告をお願いいたします。

負担金の納入方法について

④決定通知書および納入通知書の送付

申告書等に基づき賦課区域のそれぞれの土地について受益者を決定いたします。それに基づき負担金を毎年9月1日付にて賦課決定し、各受益者に決定通知書と納入通知書を送付いたします。

⑤負担金の納入方法（口座振替での納付はできません）

負担金の納入方法には、一括して納める方法（報奨金あり）と分割で納める方法があり、いずれかの方法で市の指定する金融機関へ納入してください。

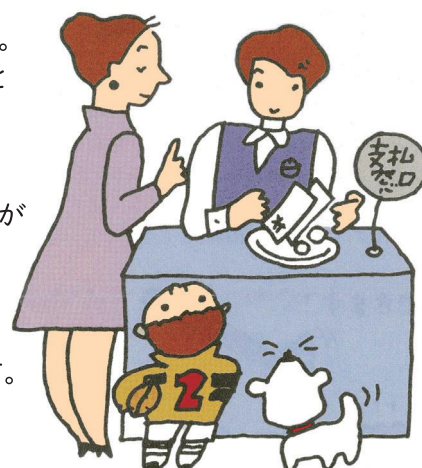
分割で納入される場合の納期は3年間、期別は1年2回ずつの計6回分割です。（負担総額が**3,000円**未満の場合は1回払いです。）

例えば、受益者負担金が**44,300円**の場合、期別納付額は下記ようになります。

$44,300 \div 6\text{回} = 7,300\text{円（余り）}500\text{円}$

第1回……… $7,300\text{円} + 500\text{円} = 7,800\text{円}$

第2回～第6回………**7,300円**



納期限については次の通りです。

年 度	期 別	納 期 限	計 算 例
初年度	1	9月30日まで	7,800円
	2	翌年1月31日まで	7,300円
第2年度	1	9月30日まで	7,300円
	2	翌年1月31日まで	7,300円
第3年度	1	9月30日まで	7,300円
	2	翌年1月31日まで	7,300円

（※当日が土曜・日曜・休日の場合はその翌営業日となります）

一括納付について（初年度の9月30日まで）

受益者負担金を初年度の第1期の納期限内に一括して納付いただきますと、報奨金をお支払いします。

（負担金総額が**3,000円**未満の場合、報奨金はできません。）**報奨金の額は、負担金総額に14%を乗じて得た額です。**

一括で納付される場合は、報奨金を差し引いて納付できますので、報奨金制度をご利用ください。（なお、初年度の第1期の納期を過ぎて全納された場合には、報奨金をお支払いできませんのでご了承ください。）

負担金額	報奨金額	実際に窓口で納付する金額
44,300円	$44,300\text{円} \times 0.14 = 6,202\text{円}$	$44,300 - 6,202\text{円} = 38,098\text{円}$